

【消費生活の窓口から】

遠隔操作を悪用して借金させる

副業や投資の勧誘にご注意を！

～簡単に稼げるような旨(うま)い話はありません～

副業や投資に関する情報商材のトラブルに関する相談が依然として全国的に多く寄せられています。特に20歳代の若者が、支払いのために借金をさせられるケースが目立ちます。トラブル防止のために流れを確認し、借金してまで契約しないように自衛しましょう。

トラブルの流れ

1. 副業サイトや SNS 広告をみて副業や投資に興味をもち、登録する
2. 数千円程度の情報商材を購入する
※情報商材とは副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売されている情報のこと
3. 「説明に必要」などと言われて資料共有のために遠隔操作アプリをインストールする
4. 画面共有での説明中にサポートプランを勧誘され、「お金がない」と断ると、貸金業者から借りるように言われる
5. 画面共有したまま、相手から指示を受けてオンラインで貸金業者から借金をさせられ、事業者が勝手に引き出す
6. **聞いていた通りにはもうからず、借金が残る**

【アドバイス】

- ◆ 「簡単に稼げる」「もうかる」という広告をうのみにしないようにしましょう。
「借金」してまで契約しないようにしましょう。
- ◆ 遠隔操作アプリは安易にインストールしないようにしましょう。
- ◆ 遠隔操作等で貸金業者サイトに登録してしまったら、ID やパスワードを変更するなど悪用されないための対策を取りましょう。
- ◆ 不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、消費生活相談窓口か消費者ホットライン いやや 188 (局番なし) に相談しましょう。

※詳しくは、国民生活センターホームページ「[20歳代が狙われている！？遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる副業や投資の勧誘に注意](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎662-2593